

1. 生活について

- ・長期期間中は不要不急の外出を避け、感染症予防の観点からも健康に留意して規則正しい生活を送るようにする。
- ・課題や学習に努め、自身の進路について話し合う機会等も設け、その実現に向けての現状や課題の把握、今後の取り組み方について検討する。
- ・友人宅などに外泊したり、自宅に泊めたりしない。

2. 交通事故・違反の防止について

- ・卒業生の車には絶対に乗らない。友人や知人の車に同乗中の交通死亡事故も起きている。
- ・高校生の自転車事故は非常に多い。ルール・マナーを守る。「危険行為（計14項目）」は、3年以内に2回以上摘発されると講習義務が生じ、受講をしなかった場合には5万円以下の罰金が科される。この時期は交通事故が増えるので十分注意する。加害事故の場合は数千万円の賠償請求が発生した事例もある。
- ・暴走行為（共同危険行為：2年以下の懲役又は50万円以下の罰金、違反点数25点、免許取消、欠格期間2年）は、反社会的行為である。見に行くことも取り締まりの対象。社会に迷惑をかけることは絶対しない。
- ・無断で原付免許を取得しない。

※ 自転車の事故で相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」（刑法第210条：5年以下の懲役または禁固か100万円以下の罰金）。通学や買い物や遊びのために使用していてもこの罪が適用される。そのほかに、道路交通法や過失傷害罪が適用されることがある。罰金刑以上の刑事罰を受けると、医師、看護師、栄養士、調理師などの免許が与えられないことがある。自転車事故などで刑事罰を受けると、就きたい仕事に就けなくなるおそれがある。

3. 携帯電話（スマートフォンを含む）等情報機器の利用に係るトラブルの防止

- ・出会い系サイト等、危険なサイトに絶対アクセスしない。
- ・コミュニケーションサイトやゲームサイトを利用した犯罪が増加している。特に無料通話アプリのID交換掲示板に起因する犯罪被害が多く、安易な利用は絶対にしないこと。ネットで知り合った人に個人情報をお教えしない。絶対に会ったりしないこと。被害に遭っている9割以上が携帯電話を介して事件に巻き込まれている。
- ・ネット依存症等の問題も増加している。使い過ぎに注意すること。学習面が疎かになったり、夜更かし等により生活リズムが乱れるだけでなく、心身の健康を損ねてしまう問題も起きている。依存症により、暴力的になり殺人など凶悪犯罪を引き起こすケースも起きている。
- ・誹謗・中傷などの書き込みは絶対にしない。人として許されない行為であり、法律に触れる犯罪行為である。名誉毀損罪・侮辱罪、状況によっては傷害罪や威力業務妨害罪等になる。
- ・個人情報（写真・フルネーム・学校名・ID等）の管理に十分気を付け、絶対載せない。悪用され犯罪に巻き込まれる可能性があり、実際に事件も起きている。写真の撮影記録（位置情報）から自宅を割り出され犯罪被害にあったケースもある。顔写真を掲載しないだけでなく、撮影記録のある写真は掲載しない。

※ 犯罪に巻き込まれない、犯罪者にならないために、情報管理などネットの利用には細心の注意を払わなければならない。

※ コミュニケーションサイト等の書き込みであっても情報を発信していることだと考え、不特定多数の人が見ており、情報が拡散することもあり得る（グループ内のトークだとしても）。さらにその情報はたとえ本人が消しても将来にわたって残り続け、内定取り消しや合格取り消しなど、進路を含め今後の人生に大きく影響することがある（デジタルタトゥー）。インターネットの世界は公共の場である意識をもって利用する必要がある。

4. 薬物乱用の防止

- ・大麻や覚醒剤、危険ドラッグ、その他の乱用は非常に危険であり、廃人や死に至る恐れもあるので絶対に使用してはならない。今年、既に高校生や有名な芸能人が大麻、覚醒剤で逮捕されている。
- ・若年からの喫煙や飲酒の習慣が、「危険ドラッグ」や「大麻」使用への心理的なハードルを下げさせている。
- ・「危険ドラッグ」（ハーブ・お香・ビデオクリーナー・芳香剤・観賞用植物などを装い販売されている）は例え「合法」などと称していても、麻薬や覚せい剤以上の恐ろしさを持つ。これらの物質を使用すると呼吸困難になり、死亡することもある。また異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともある。こうした薬物はインターネットを利用した密売の事例が報告されているので注意が必要。
- ・インターネット上などで「シバガス」の名称で販売され、危険ドラッグの代替品として使われている亜酸化窒素を、医薬品医療機器法（旧薬事法）に基づき指定薬物とする省令が公布された。所持、使用すれば逮捕。

5. 万引き・窃盗について（窃盗罪：10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

- ・絶対に窃盗・万引きをしない。ゲーム感覚やばれなければなど安易な気持ちでしない。
- ・「ちょっとだから黙って自転車を借りる」も犯罪（占有離脱物横領罪）。

6. 不審者等の被害防止

- ・不審者に十分注意すること。服装の乱れが不審者を誘発するという意識を持つこと。
- ・車を使用した犯罪が増加しているので、家族以外の車には絶対に乗らない。
- ・危険を感じたら、近くの家に助けを求めるなど身の安全確保後、すぐに 110 番通報する。

7. その他

- ・事故・事件等が発生したらすみやかに学校または担任に連絡。